３　その他の事項

1. 翌年度繰越事業

当年度から翌年度へ繰り越された事業は、継続費逓次繰越４件及び繰越明許費65

　　　件である。

繰越明許費の主な理由は、国の補正予算を活用した事業及び新型コロナウイルス感染症に関連した事業において、年度内の完了が困難となったこと、また、地権者や関係機関等との調整に不測の日数を要したことによるものである。

継続費逓次繰越の内容

（単位：千円）



　繰越明許費の内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（単位：千円）



　　⑵　地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算の定めに従って行われていた。

⑶　一時借入金

予算に定められた一時借入金の借入れの最高額は12,000,000千円であるが、借入れはなかった。

⑷　歳出予算の流用

予算の定めに従って適正に処理されていた。